

V 航空英語能力証明申請

航空英語能力証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

航空英語能力証明申請（提出書類はすべてA4サイズとする。）

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

[通常の申請]

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 航空英語能力証明申請書（規則第19号様式）----- 1通

(イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通

[手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]

(ウ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）----- 2通

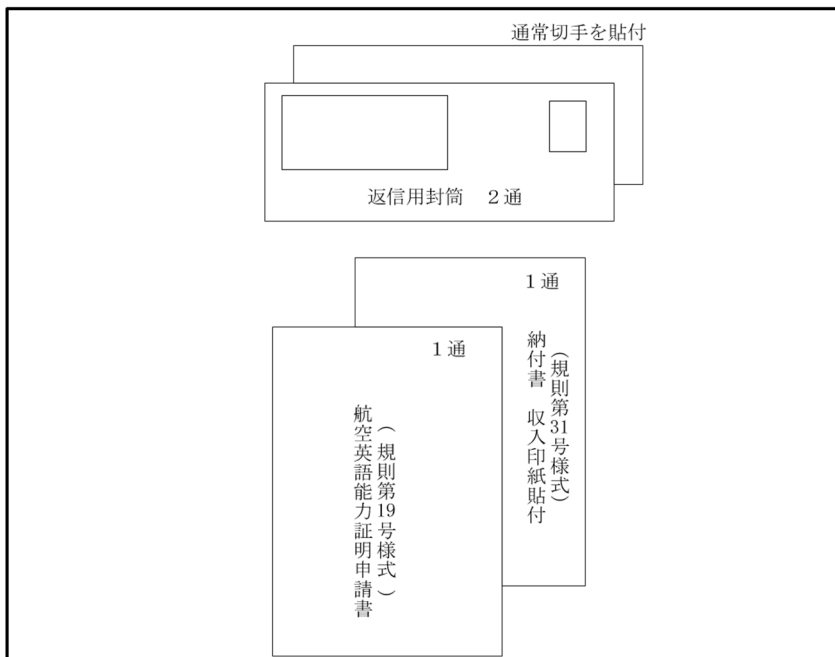
[指定封筒(通常切手を貼付)]

(2) 学科試験受験時

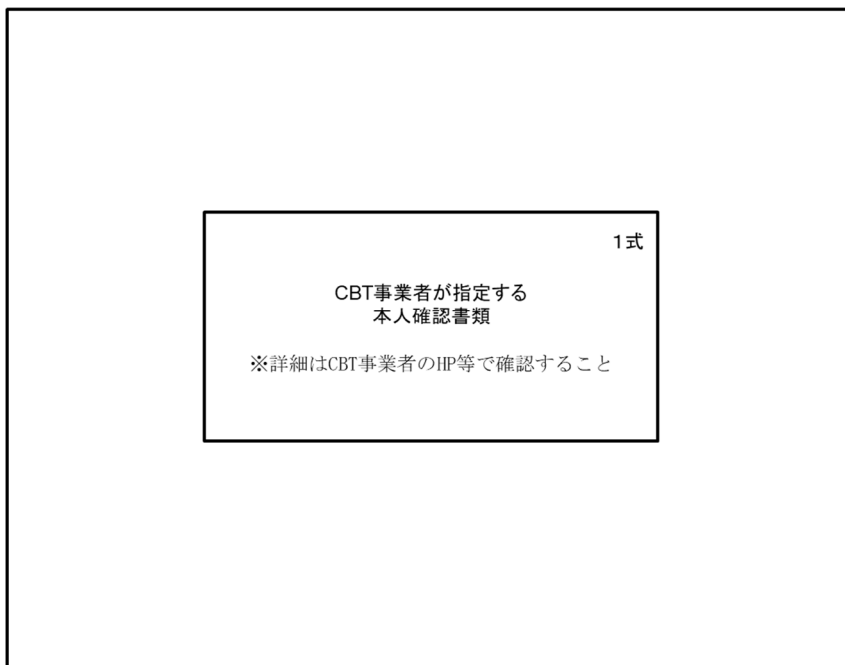
(ア) CBT事業者が指定する本人確認書類----- 1式

[持参しなかった場合は受験できない。]

学科試験受験申込時



学科試験受験時



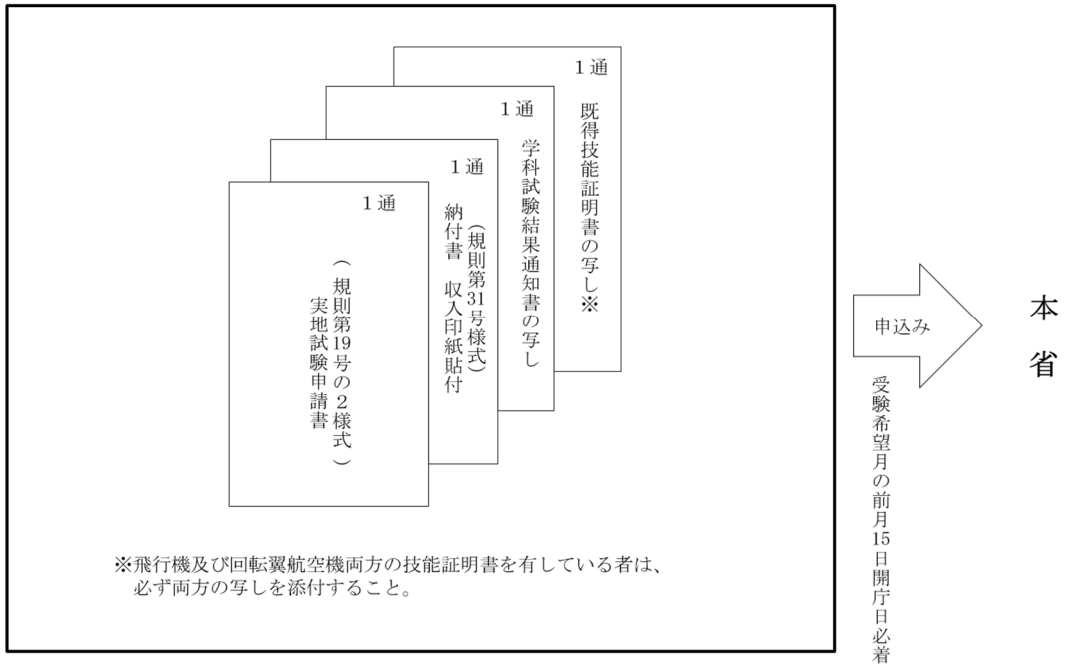
(3) 実地試験受験申込時

- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (エ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
〔飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、
必ず両方の写しを添付すること。〕

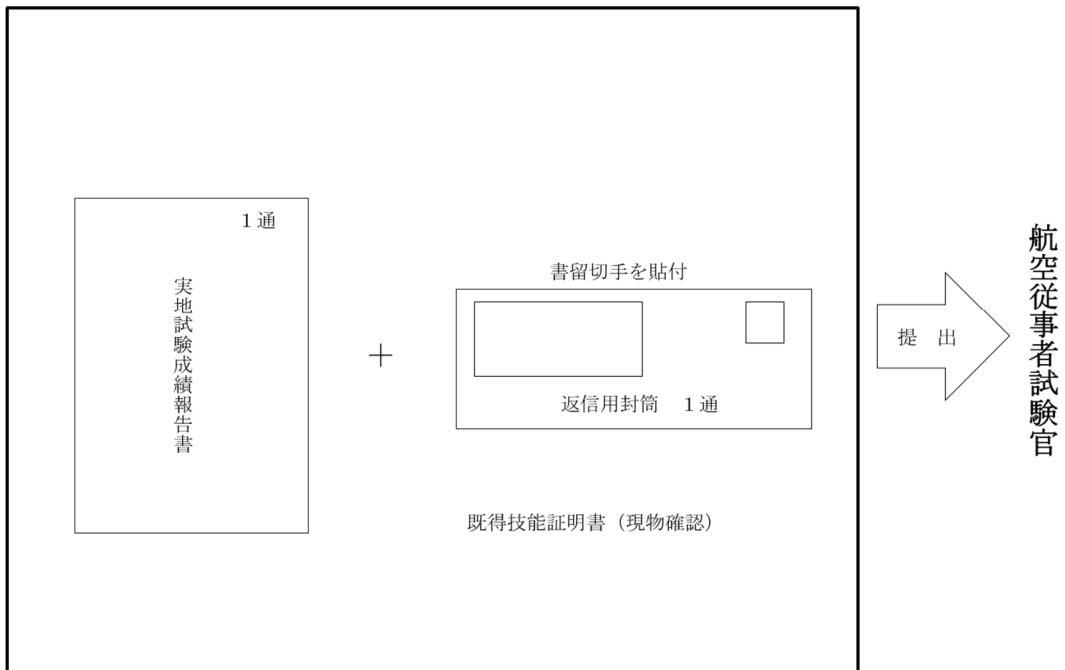
(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (ウ) 返信用窓付封筒（航空英語能力証明書の送付用）----- 1 通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



 航空英語能力証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

2. **実地試験のみ受験する必要がある者**

〔更新申請者、航空大学校、指定養成施設の場合〕

(1) 実地試験受験申込時

(ア) 実地試験受験申込書 (規則第 19 号の 2 様式) ----- 1 通

(イ) 納付書 (規則第 31 号様式) ----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 修了証明書 (航空大学校、指定養成施設のみ) ----- 1 通

(エ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、
 必ず両方の写しを添付すること。また、更新者は既得航空
 英語能力証明書の写しを添付すること。

(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

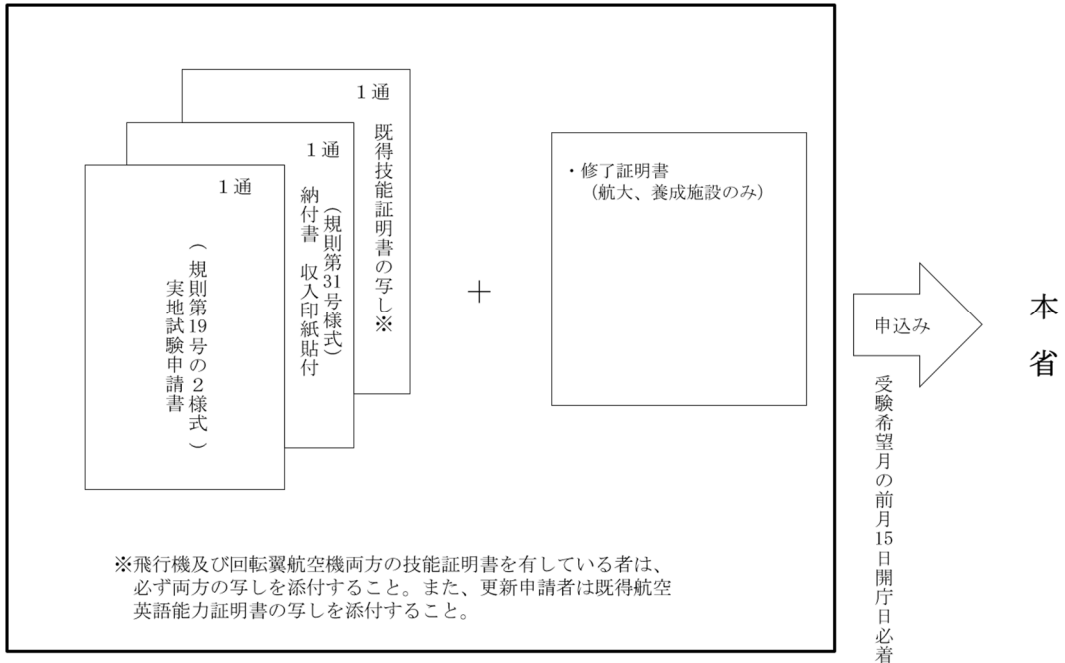
(ア) 実地試験成績報告書----- 1 通

(イ) 既得技能証明書 (現物確認のため)

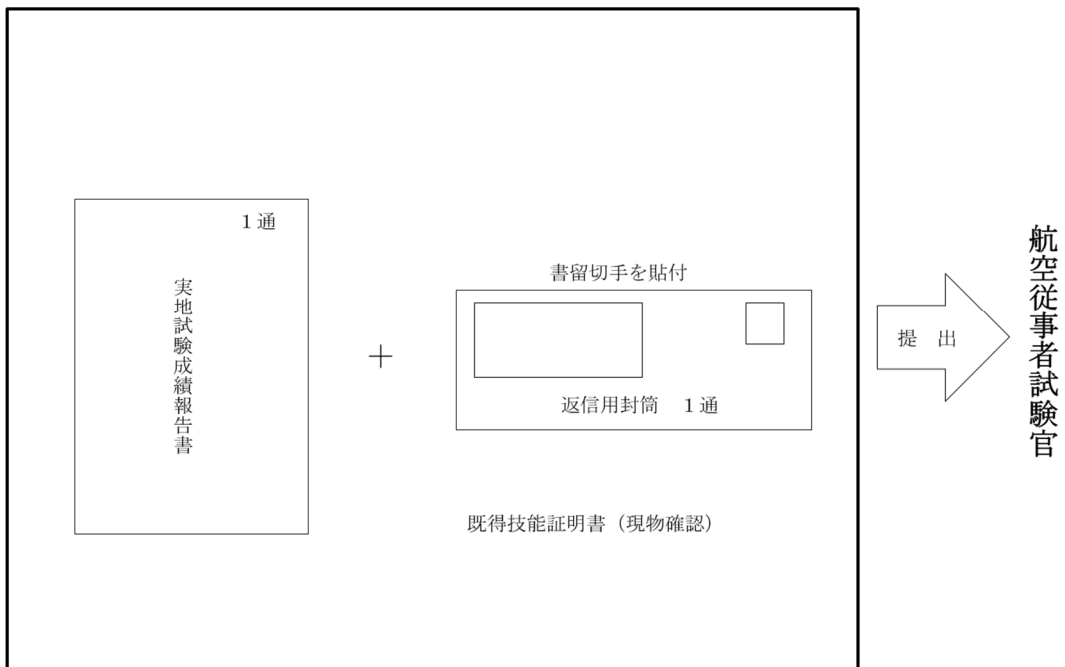
(ウ) 返信用窓付封筒 (航空英語能力証明書の送付用)----- 1 通

〔指定封筒 (必ず書留相当の切手を貼付すること。)]

実地試験受験申込時



実地試験受験時



航空英語能力証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない
場合

3. **学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない者**

〔指定エアライン、指定養成施設、外国のライセンス切替の場合〕

(1) 交付申請時

(ア) 航空英語能力証明申請書（規則第 19 号の 2 様式） ----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式） ----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 能力判定結果証明書（指定エアラインのみ） ----- 1 通

(エ) 修了証明書（指定養成施設のみ） ----- 1 通

(オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

（ 飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、
必ず両方の写しを添付すること。また、更新者は既得航空
英語能力証明書の写しを添付すること。 ）

(カ) 外国ライセンスの写し ----- 1 通

(キ) 返信用窓付封筒（航空英語能力証明書の送付用） ----- 1 通

〔指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）〕

交付申請時

